

議案第25号

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年6月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成29年守口市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(所得制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財若しくは主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(所得制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財若しくは主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 略</p>

以下 略

以下 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定については、平成30年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第3条第2項の規定中、この条例の施行の日から平成31年6月30日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号の規定の適用については、同号中「同一生計配偶者」とあるのは改正前の所得税法第2条第1項第33号に規定する「控除対象配偶者」とする。